

人文社会系研究科 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 第一次試験日まで

- (1) 受験者心得をよく読んでおくこと。同封されたキャンパス地図、試験室案内をよく確認すること。
また、受験生への連絡事項を以下の WEB ページに順次掲載するので、必ず最新の情報を各自で確認すること。<https://www.l.u-tokyo.ac.jp/graduateschool/info-ee.html>
- (2) 大学院の受験に支障がないよう、日頃から不要不急の外出を控え、やむを得ず外出する場合は「3密」を避けるなど、各自で新型コロナウイルス感染防止に努めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、医師の診断を受けること。試験日までに医師により治癒したと診断されていない者は試験会場での受験はできない。ただし、1月18日(水)正午までに連絡のあった受験者にはオンラインでの受験を認める。その際、医師の診断書をメールで提出すること。診断書のない者はその旨申し出ること。1月18日(水)正午を過ぎてから感染の診断を受けた場合には1月20日(金)正午までに学生支援チーム(大学院担当)に連絡すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者と判断された場合には、下記連絡先に連絡し、指示を受けること。一定の要件(以下の①及び②)を満たした場合、当日試験会場にて受験をすることを可とする。

①無症状の濃厚接触者(*)への対応

*保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。

- i) PCR 検査及び抗原定量検査の結果、陰性であること。
- ii) 試験当日も無症状であること。
- iii) 公共交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて試験場に行くこと。
- iv) 終日、別室で受験すること。

②無症状の濃厚接触者が受験する別室の感染症対策

無症状の濃厚接触者の受験を認める場合には、以下の対策を講じる。

- i) 別室では受験者の座席間隔を2メートル以上確保する。
- ii) 受験者と試験監督者の距離を2メートル以上確保する。
- iii) 受験者、試験監督者にマスクの着用及び入退室時の手指消毒を義務付ける。

- (5) 1月14日(土)から1月21日(土)までの間に新型コロナウイルス感染症が疑われる次の症状が自覚される場合には、試験会場での受験は遠慮すること(構内への入構ができない)。ただし、1月18日(水)正午までに連絡のあった受験者にはオンラインでの受験を認める。1月18日(水)正午を過ぎてから次の症状が自覚される場合には、1月20日(金)正午までに学生支援チーム(大学院担当)に連絡すること。なお、持病により、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出る場合には事前に下記連絡先に相談すること。

<新型コロナウイルス感染症が疑われる症状>

- ・37.5度以上の発熱
- ・持続的な息苦しさ
- ・味覚・嗅覚の異常

- ・激しいせき・たん
- ・異常なだるさ
- ・持続的な吐き気
- ・激しい下痢
- ・その他体調の著しい異常

2. 第一次試験日当日

- (1) 入構後は直ちに試験室のある建物に向かうこと。
- (2) 試験室のある各建物（法文1号館、法文2号館）の入口で、スタッフの非接触式体温計により検温を行い、37.5度以上の発熱がないことを確認すること。
- (3) 飲食を行うとき、または監督者から指示があったときを除き、キャンパス内では必ずマスク（無地のものに限る）を常時着用すること。
- (4) 試験室入退室時には、設置されている消毒液または各自の携帯用消毒液により手指のアルコール消毒を行うこと。
- (5) 試験室のある建物以外には立ち入らないこと。また、試験室のある建物内でも定められた区域外には立ち入らないこと。
- (6) 試験室内においては、受験者同士の会話を禁止する。監督者との応答など、特に必要と認められる場合を除き、発声、咳払い（一時的なものは除く）等は控えること。
- (7) 食事は、試験室内で取る場合には自席で取ること。また、場所の如何に関わらず、食事の際の配席や会話など「新たな生活様式」を参考として自身で適切な対応をとること。
厚生労働省 HP「新たな生活様式の実践例」
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>
- (8) 試験中に体調不良等の症状が見受けられるような受験者については、監督者の指示により当該受験者を別室に移動させる場合がある。その際には指示に従うこと。
- (9) 試験室は換気のため、必要に応じて窓やドアなどを開けることになる。ついては、室温の高低に対応できる服装で受験すること。
- (10) 試験場内では混雑を避け、他の受験者と一定の間隔を空けて行動すること。
- (11) トイレの利用時（混雑時に並ぶ場合も含む）には、身体的距離を確保すること。
- (12) 試験会場にゴミ箱は用意しないので、試験会場内で出たゴミ（弁当の容器、ペットボトル、ティッシュ等）は全て各自で持ち帰ること。また、ゴミを持ち帰るための袋を持参すること。
- (13) 感染防止対策の徹底に関して、あらかじめ知らせた事項を守らない場合や、当日試験会場で監督者の指示に従わない場合等には、受験させないことがあるので注意すること。
- (14) 試験終了後は密を避けるため、監督者等の指示に従って退室すること。

【人文社会系研究科の感染症対策】

人文社会系研究科では以下の感染症対策を講じる。

- (1) 試験室においては、試験時間中も扉・窓の開放等による換気を行う。
- (2) 試験室の入口に消毒用アルコールを設置する。

- (3) 試験実施を担当する教職員は、必ずマスクを着用する。
- (4) 試験実施を担当する教職員には、健康管理を徹底させる。

3. 第二次試験

- (1) 第一次試験合格者で第二次試験日までの間に、新型コロナウイルス感染症に感染した者、濃厚接触者と判断された者、または新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合は、出願した専門分野または学生支援チーム（大学院担当）に連絡すること。
- (2) 試験室の入口で、スタッフの非接触式体温計により検温を行うこと。37.5 度以上の発熱がないことを確認すること。
- (3) キャンパス内では必ずマスク（無地のものに限る）を常時着用すること。
- (4) 試験室入退室時には、設置されている消毒液または各自の携帯用消毒液により手指のアルコール消毒を行うこと。
- (5) 試験室のある建物以外には立ち入らないこと。また、試験室のある建物内でも定められた区域外には立ち入らないこと。
- (6) 試験終了後は速やかに退室すること。

4. 試験終了後

- (1) 試験終了後 7 日以内に新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合、速やかに下記連絡先まで連絡すること。
- (2) 受験者に感染者が発生した場合、保健所の指示により、氏名、連絡先が保健所へ提供され得ることをあらかじめ了承すること。

5. 連絡先

東京大学大学院人文社会系研究科学生支援チーム（大学院担当）

03-5841-3710、3712

in@l.u-tokyo.ac.jp

以上